特別養護老人ホームこぶし、入居、利用料金表

令和7年6月1日現在

1. 基本料金 (介護負担限度額認定 第4段階に該当する方)

要介護度	負担割合 (1割) (2割)	①1日あたりの 介護サービス費		②1日あたり 加算分(#1		③処遇改善加算(‡	‡2)	④ 1 日あた <u>V</u> 食費) ഗ	⑤ 1 日あたり 居住費 (室料・光熱)		 ⑥日常生活上必 る諸費用(ひと		⑦1ヶ月あたりの自己負担額 ③+④+⑤)×30.4日・	
	(1割負担)	670	円	60	円	82	円							132,934	円
要介護1	(2割負担)	1,340	円	120	円	165	円	1,445	円	2,066	円	1,500	円	157,634	円
	(3割負担)	2,010	円	180	円	247	円							182,333	円
	(1割負担)	740	円	60	円	90	円							135,303	円
要介護2	(2割負担)	1,480	円	120	円	181	円	1,445	円	2,066	円	1,500	円	162,371	円
	(3割負担)	2,220	円	180	円	271	円							189,439	円
	(1割負担)	815	円	60	円	99	円							137,840	円
要介護3	(2割負担)	1,630	円	120	円	198	円	1,445	円	2,066	円	1,500	円	167,446	円
	(3割負担)	2,445	円	180	円	297	円							197,052	円
	(1割負担)	886	円	60	円	107	円							140,242	円
要介護4	(2割負担)	1,772	円	120	円	214	円	1,445	円	2,066	円	1,500	円	172,251	円
	(3割負担)	2,658	円	180	円	321	円							204,259	円
	(1割負担)	955	円	60	円	115	円			 		İ		142,577	円
要介護5	(2割負担)	1,910	円	120	円	229	円	1,445	円	2,066	円	1,500	円	176,920	円
	(3割負担)	2,865	円	180	円	344	円		ŀ					211,263	円

- ※ 利用料金以外に別途かかる料金として(診察料・薬代・床屋代・喫茶や売店での買い物等の代金)
- ※ 食事は材料費と調理費です。 (朝食 395円 昼食 560円 夕食490円)

2. 第3段階に該当した場合

Z. 330 PXPBICE	こ、おび段階に欧当じた場合													
要介護度	①1日あたりの 介護サービス費		②1日あたり 加算分(#1		③処遇改善加算(:	#2)	④1日あたり 食費	ეთ	⑤1日あたり 居住費 (室料・光熱)		⑥日常生活上必 る諸費用(ひの		⑦1ヶ月あたりの自己負担額 ③+④+⑤)×30.4日・	
要介護 1 (第3段階①)	670	円	60	円	82	円	650	円	1,370	円	1,500	円	87,608	円
要介護 1 (第3段階②)	670	円	60	円	82	円	1,360	円	1,370	円	1,500	円	109,192	円
要介護2億3段階①	740	円	60	円	90	円	650	円	1,370	円	1,500	円	89,976	円
要介護2(第3段階2)	740	円	60	円	90	円	1,360	円	1,370	円	1,500	円	111,560	円
要介護3(第3段階①)	815	円	60	円	99	円	650	円	1,370	円	1,500	円	92,514	円
要介護3(第3段階2)	815	円	60	円	99	円	1,360	円	1,370	円	1,500	円	114,098	円
要介護4第3段階①	886	円	60	円	107	円	650	円	1,370	円	1,500	円	94,916	円
要介護4第3段階②	886	円	60	円	107	円	1,360	円	1,370	円	1,500	円	116,500	円
要介護5(第3段階①)	955	円	60	円	115	円	650	円	1,370	円	1,500	円	97,251	円
要介護5(第3段階②)	955	円	60	円	115	円	1,360	円	1,370	円	1,500	円	118,835	円

3. 第2段階に該当した場合

<u> </u>	714-1741-07														
	要介護度 ①1日あたりの 介護サービス費			②1日あたり 加算分(#1		③処遇改善加算(#2)		④1日あたりの 食費		⑤1日あたりの 居住費 (室料・光熱水費)		⑥日常生活上必要となる諸費用(ひと月)		⑦1ヶ月あたりの自己負担額(①+②+ ③+④+⑤)×30.4日+⑥	
3	要介護 1	670	円	60	円	82	円	390	円	880	円	1,500	円	64,808	円
3	要介護2	740	円	60	円	90	円	390	円	880	円	1,500	円	67,176	円
3	要介護3	815	円	60	円	99	円	390	円	880	円	1,500	円	69,714	円
3	要介護4	886	円	60	円	107	円	390	円	880	円	1,500	円	72,116	円
3	要介護5	955	円	60	円	115	円	390	円	880	円	1,500	円	74,451	円

4. 日常生活上必要となる諸費用

申し出に伴う日常生活費【私物洗濯代(外部委託)、シャンプー、ボディーソープ、ティッシュペーパー、タオル・バスタオル(入浴用)、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤等】はひと月1500円をご負担頂きます。但し、ひと月あたりの合計金額が1500円を超える場合は超えた金額を施設で負担いたしますので、ご契約者のひと月あたりのご負担は1500円となります。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(#1)1日あたりの加算料金内容について(表記は全て1割)

加算区分		容について (表記 ^{)等の負担額}	CIA主(1割) 内容
初期加算	18	30円	入所日から30日間と30日以上の入院後、再入所の30日間の場合に加算。
栄養マネジメント 強化加算	18	11円	1.管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理をおこなっている場合は70)で除して得た数以上配置すること。 2.低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画書に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上おこない、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。入所者が、退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援をおこなうこと。3.低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。4.入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
排せつ支援加算(I)	ひと月	10円	1.排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減飲み込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3か月に1回、評価をおこない、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。2.1の評価の結果、適切な対応をおこなうことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。3.1の評価に基づき、少なくとも3か月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
個別機能訓練加算 (I)	1日	12円	理学療法士等を1名以上配置し、他職種で共同して個別機能訓練計画書を作成し、必要に応じて当該計画を見直していること。
個別機能訓練加算 (I)	ひと月	20円	個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生 労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のた めに必要な情報を活用した場合に加算。
科学的介護推進体 制加算(I)	ひと月	40円	(1)入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2)必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報 その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
ADL維持等加算 (I)	ひと月	30円	(1)利用者(評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。 (2)利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、バーセルインデックス(以下、BI)を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
ADL維持等加算 (II)	ひと月	60円	(3)利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位および下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上(値が3以上の場合はII)。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	ひと月	100円	1. 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当該事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同して利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成すること。 2. 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。その際、理学療法士等は機能訓練指導員等に対し日常生活上の留意点、介護の工夫に対する助言を行うこと。 3. 1の評価に基づき個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し利用者又はその家族に対し機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
看護体制加算(])	18	4円	常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算する。
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)	18	18円	指定介護者人福祉施設の入所者数と併設する指定短期入所生活介護の利用者数を合算した人数を指定介護者人福祉施設の「入所者の数」とした場合に、必要となる夜勤職員の数を1人以上上回って配置した場合に加算。
サービス提供体制 加算(II)	1日	6円	1.指定介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 2.定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
日常生活継続支援加算	18	46円	1・算定日の属する月の前6ヶ月または12ヶ月間の新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4または5の者の占める割合が70/100以上であること。 ・算定日の属する月の前6ヶ月または12ヶ月間の新規入所の総数のうち、日常生活に支障を来たすおそれのある症状または行動が認められ、介護を必要とする認知症である者を占める割合が65/100以上であること。 ・たん吸引等(口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀たん吸引、胃ろう・腸ろうによる経管栄養及び鼻腔栄養)を必要とする者の占める割合が15/100以上であること。 2.介護福祉士を常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。
安全対策体制加算	入所初日のみ	20円	・事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従事者に対する研修の実施。 ・担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている。
療養食加算	10	6円	1日につき所定の単位数を加算する。食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合に加算。(経口移行加算を受けている場合は不可)
外泊時費用加算	1日	246円	病院又は診療所に入院した場合。居宅に外泊した場合。発生日の翌日から1ヶ月に6日を限度として加算。(月をまたぐ場合のみ最長12日間の加算)
□腔衛生管理加算(Ⅱ)	ひと月	110円	1. 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上行った場合 2. 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者に係る口腔に関する相談等に必要に応じ対応した場合 3.入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理に適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
若年性認知症受入 加算	18	120円	初老期(40歳以上65歳未満)における認知症によって要介護者となった入所者に対して、利用者 ごとに個別に担当者を定め、担当者を中心に特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に加 算。
新興感染症等施設療養費	ひと月に1回 (連続する 5日間が限度)	240円	・入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。
退所時栄養情報連携加算	ひと月	70円	・厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者を対象に、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、 当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。
退所時情報提供加算	ひと月	250円	・医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

協力医療機関連携 加算	ひと月	50円	・協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を 定期的に開催していること。
処遇改善加算 (Ⅲ)	ひと月	サービス費に対 して11.3%	・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。 ・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。 ・介護職員について実給の仕組みを整備する。 ・新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給の改善に充てる。 ・賃金改善を除く、職場環境等の改善。

(#2) 処遇改善加算(Ⅲ) 利用料金(①1日あたりの介護サービス費+②1日あたりの加算)に11.3%を掛けたもの。

5. 各利用料金の軽減制度

(1)《負担額の軽減》 ~ 高額介護(居宅支援)サービスの負担上限による軽減制度により、介護保険料の 段階に応じて1ヶ月の自己負担額の上限が次のようになっています。

TAIL I PAGE 1 1 7 75 TO LE DANS EL DANS EL DANS EL TONS EL TON								
区分	負担の上限(月額)							
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)							
年収約770万円~約1,160万円未満	93,000円(世帯)							
年収約383 万円~約770 万円未満	44,400円(世帯)							
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)							
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)							
老齢福祉年金を受給している方 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)							
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)							

「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

(2) 《食養・滞在養の軽減》 ~ 特定入所者介護サービス費の軽減制度によって、低所得者の方のサービス利用が困難にならないよう、介護保険料段階によって1日の自己負担額の上限が次のようになっています。

13/13/3 🖽 🗡	になりないよう、「Tigkick 内内では、Tigkick 内内では、Tigkick 内内では、Tigkick 内内では、大きないでは、「Tigkick Tigkick	負担限度額(1日)				
区分	対象者	滞在費(個室)	食費			
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	880円	300円			
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方 預貯金等が650万円以下の方(夫婦で1,650万円以下の方)	880円	390円			
第3段階①	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円 超120万円以下の方 預貯金等が550万円以下の方(夫婦で1,550万円以下の方)	1,370円	650円			
第3段階②	世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方預貯金等が500万円以下の方(夫婦で1,500万円以下の方)	1,370円	1,360円			
第4段階	 ・本人が住民税を課税されている方 ・本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税が課税されている方 ・本人は住民税非課税だが、世帯分離している配偶者が課税されている方 ・利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方 	2,066円 負担限度額なし	1,445円 負担限度額なし			

(3) 《社会福祉法人の利用者負担軽減制度》

世帯全員が市町村民税世帯非課税で一定の条件に該当すると市町村が認めた場合は、次の内容で利用者 負担(1割負担、食費、居住費)を社会福祉法人と公費で負担(1/2或いは1/4)し、入居者の

負担を軽減する制度です。 (老齢福祉年金受給者は1/2軽減、それ以外は1/4の軽減)

- 1.年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- 2.貯金等の額が単身世帯で350万円世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- 3.日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 4.負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 5.介護保険料を滞納していないこと。
- *上記の条件に全て該当するかを市町村に申請し、認められた場合に軽減されます。

(4)《利用者負担段階第4段階の方の特例(特例減額措置)》

高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合

等には、居住費・食費を引き下げます。(次の要件の全てを満たす方)

- ① 市町村民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯(単身世帯は含まない)
- ② 世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」に入り、利用者負担第4段階の 居住費・食費の負担を行っていること。
- ③ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1割負担、居住費、食費の年額合計)を除いた額が 80万円以下となること。
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

⑥介護保険料を滞納していないこと。 ※ 上記の軽減制度は市町村役場の介護保険課(グループ)に申し込みが必要です。

ご不明な点がございましたら、担当者(相談員)までお問い合わせください。

社会福祉法人クピド・フェア 特別養護老人ホーム こぶし

担当者:

0126-23-1115 電 話: